

確定申告はお済ですか？

所得税などの確定申告

所得税および復興特別所得税の申告と納付は3月15日(金)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納付は4月1日(月)までです。

【会場】アスティとくしま
(徳島市山城町東浜傍示1-1)

【期間】3月15日(金)まで
(土・日を除く)

【受付時間】
午前9時～午後4時

※確定申告を行う場合は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、郵送または電子申告(e-Tax)により提出することもできます。

住民税の申告

確定申告をする必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。期間内に住民税の申告をお願いいたします。

【会場】市役所4階大会議室

【期間】3月15日(金)まで
(土・日を除く)

【受付時間】
午前8時30分～午後5時

【お問い合わせ先】

◎徳島税務署
☎088・622・4131
◎市税務課市民税担当
☎32・3821 / FAX 33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

国民年金保険料の納付は前納制度で

国民年金には、保険料をまとめて前払いをすることにより保険料が割引となる「前納制度」があります。

◆平成31年度前納額

◎6ヶ月前納の場合
(平成31年4月～平成31年9月分の保険料額または平成31年10月～平成32年3月分の保険料額が対象)
□座振替 (平成31年10月～) 97,340円(毎月納める場合より1,120円の割引)
現金納付 97,660円(毎月納める場合より800円の割引)
◎1年前納の場合
(平成31年4月～平成32年3月分の保険料額が対象)

現金納付

193,420円(毎月納める場合より3,500円の割引)
◎2年前納の場合
(平成31年4月～平成33年3月分の保険料額が対象)

現金納付

380,880円(毎月納める場合より14,520円の割引)
※クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

※口座振替およびクレジットカードによる6ヵ月(4～9月分)、1年および2年前納のお申込みは終了しています。

◆前納のお申込みについて

「口座振替納付」または「納付書での現金納付(最大2年分)」をお勧めします。ご希望の方には申込用紙をお送りしますので、徳島南年金事務所までご連絡ください。
□座振替およびクレジットカード(10～3月分)のお申込み期限は平成31年8月末までとなります。
※当月分を当月末に引き落としにすることで50円(年間600円)割引されます。
※納付書での現金納付による割引は随時申込ができます。

【お問い合わせ・申請先】

◎市保険年金課年金担当(市役所1階③番窓口)
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.a.jp
◎徳島南年金事務所
☎088・652・3114 / FAX 088・654・0219

国民年金保険料退職による特例免除

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職(失業)された方の所得を除外して審査を行い、保険料納付が免除されるものです。
ただし、退職(失業)者以外の審査対象者に一定以上の所得があるときには、免除が認められない場合があります。

◆手続きに必要なもの

◎年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
◎認め印(本人が署名する場合は不要)

◎雇用保険受給資格者証または離職票などの写し

【お問い合わせ・申請先】
◎市保険年金課年金担当(市役所1階③番窓口)
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.a.jp
◎徳島南年金事務所
☎088・652・3114 / FAX 088・654・0219

非常勤職員を募集しています



募集要項① 介護認定調査員(市非常勤職員)

介護保険の要介護認定申請等を申請した被保険者の認定調査を行うため、居宅や施設、病院等を訪問し、介護